

## 指名停止措置の概要(変更)

- 指名停止措置業者名: 山形建設株式会社  
法人番号: 1390001002014  
住所: 山形県山形市清住町1-2-18
- 従前の指名停止措置期間: 令和2年3月2日から令和2年7月1日まで(4ヵ月)
- 変更後の指名停止措置期間: 令和2年3月2日から令和2年9月1日まで(6ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内
- 事実概要:

山形建設株式会社の専務取締役並びに建築営業部次長は、山形県大石田町が発注した尾花沢消防署大石田分署建築工事の入札を巡り、指名競争入札の他の指名業者に対し、自社が受注できるよう入札価格を調整するなど談合を行った疑いで、令和2年2月5日、山形県警に逮捕された。

- 変更後の事実概要:  
その後、同元専務取締役は、本件入札を巡って同町元副町長から事前に入札情報の教示を受けた公契約関係競売等妨害の疑いで、令和2年2月26日、山形県警に再逮捕された。  
さらに、同元専務取締役は、平成27年に同町が発注した町民交流センター建築工事においても、元副町長から事前に入札情報の教示を受け、その見返りとして現金100万円を渡していた贈賄の疑いで、令和2年3月11日、山形県警に再逮捕された。

- 指名停止措置理由:  
物品・役務の有資格登録業者である山形建設株式会社の代表役員が、山形県大石田町発注工事に関する公契約関係競売等妨害及び贈賄の疑いで再逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)及び別表第2第3号イ(贈賄)に該当することから、要領第3第5項の規定により、指名停止措置期間の変更を行うものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~9 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
11~16 略	略

- 変更後の指名停止措置理由:  
「6. 変更後の事実概要」により、「工事請負契約に係る指名停止措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)第3第5項に基づき、指名停止措置期間を変更する。

(問い合わせ先)  
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)